

フランス電力公社における石炭供給問題（1951-64） —— フランス石炭公社との社間協定の分析を中心に ——

豆原啓介

イントロダクション

本稿はフランス電力公社（Électricité de France : EDF）における石炭供給問題をフランス石炭公社（Charbonnages de France : CDF）との間に結ばれた社間協定の分析を通して検証するものである。電力業及び石炭業はともに基幹産業でありエネルギー部門に属しているという共通点を有しているが、フランスにおいてはさらに戦後政府により国有化された部門であり、戦後経済復興計画である第一次近代化計画（モネ・プラン）によって重点産業に指定されたセクターであるという共通点を持つ¹。広範な国有化は戦後フランス経済の特色でもあるが石炭業・電力業は部門全体の国有化という包括性において他に類を見ず、またモネ・プランに対して財政的基盤を提供した近代化基金（マーシャル・プランによる見返り勘定を主たる元手として1948年に設置）から最も多額の投資を受けたのが石炭業と電力業であることからフランス政府が両部門に対して認めた重要性の大きさを推察することができる²。特にフランスの場合電力業についてはその消費が他の欧米諸国と比して低位であり、その発展がフランス経済復興の必須条件であると捉えられていた一方、石炭業については当時のフランスでは石炭消費の3分の2程度しか自給しておらず多大な石炭輸入を招いており石炭生産の迅速な拡大は喫緊の課題とみなされていた³。このように電力業・石炭業は経済活動に必要なエネルギー及びエネルギー源を供給する産業として戦後フランスの経済発展の要と目され国有部門として国家の干渉・監督を甘受しながらその手厚い援助の恩恵にも浴した。

ところで電力公社・石炭公社間にはこのような共通点を指摘できる一方で両社はまた相互に商業上の重要な取引先でもあった。戦後のフランスに設置されていた火力発電所の大半は石炭で稼働するタイプのものであり電力公社にとって石炭公社及び各炭田公社は石炭調達先として大きな地位を占めていた。また石炭公社にとって電力公社はフランス国鉄（SNCF）やフランスガス公社（GDF）、鉄鋼業と並ぶ大口顧客であり、その発注動向は経営に大きな影響を与えた。このように石炭公社と電力公社を結びつける役割を果たした火力発電であるが、そのエネルギー政策における位置づけは時代とともに大きく変化してきたことは従来の研究で既に指摘されている。例えばベルトラン、ラロックなどによる研究は計画庁により策定され電力公社に強い影響を与えた一連の近代化計画の検証を通して火力発電の役割の変化を分析している。46年に策定されたモネ・プランにおいてはエネルギー自給の観点から火力発電が水力発電に対して補完的な地位しか与えられていないのに対し49年に

策定された追加計画及び第二次近代化計画（1954-57）では新規発電所建設における火力発電の優越が確認できることからこの時期をもって戦後フランスの水主火従の転換期とみなしている点でこれらの研究は一致している⁴。追加計画における火力の優越についてはバナルが 49 年時の早魃による水力発電稼働率低下の問題の他にマーシャル・プランを媒介としたアメリカの干渉の存在について言及しており、火力への転換が必ずしも経済的な要因のみで行われたものではなく政治的な影響も加わった上での選択であった可能性を示唆している⁵。また第二次近代化計画における火力の優越に対しては、電力公社で 50 年から 53 年にかけて実施された水力発電と火力発電の費用便益分析（Note bleue）及びこれを受けて電力公社幹部のタイによって作成され水力から火力への転換を勧告した報告書（Rapport Taix）の影響から主に説明がなされてきた。ただしフロストは水力発電と比した場合の火力発電の稼働予測における容易性、低廉な初期投資などが火力発電建設を促進した実際の理由であり、費用便益分析結果はむしろ火力への転換に対して正当性を与えるために使用された可能性を指摘している⁶。これらの研究はいずれも計画庁および電力公社において水力から火力へと主たる電力エネルギー源をシフトさせた政策上・経営方針上のプロセスの解明に貢献するものであるが、一方で当該期における火力発電の実際の運用をめぐる諸問題に目を向けた研究は極めて限られており、特に電力公社における石炭供給をめぐる問題についての論考は管見の限り見当たらない。予め断っておけば新規発電所建設における火力の優越は 49 年の追加計画以降の基調であるものの電力公社は火力発電におけるエネルギー効率を年々改善させていたため火力への転換は即座に石炭需要の増大を招いたわけではなかった。しかし火力発電所への石炭の安定供給は常に電力公社創設以降の主要な課題であり特に 50 年の石炭流通統制解除以降は逼迫と緩和を不規則に繰り返す石炭市場においてその入手に多大な労力を割いた事実を鑑みれば電力史研究における石炭供給問題の不在は研究史上の重要な空隙として指摘することができよう。

電力公社にとって石炭の安定的確保は経営上の課題であったが石炭業は生産における硬直性を有しており円滑な生産のために計画的な生産が求められた⁷。しかし火力発電の稼働率は電力需要に加え予測が不可能な水力発電の稼働率にも大きく依存するため、電力公社にとって石炭需要の正確な予測は困難であった。電力公社による不規則な石炭発注は石炭公社に対して多大な経営負担を強いるものであり、この問題の解決手段として両社により 51 年に締結された社間協定はその後破棄と更新を繰り返されながら石炭取引の指針として大きな役割を果たした。石炭公社は 2004 年にはすべての炭鉱を閉鎖し 2008 年 1 月 1 日をもって解体されたが、その保管文書はルベに位置する労働文書館（Archives Nationales du Monde de Travail : ANMT）に預託され史料が一般公開されている。本論考は営業部の史料を用いて電力公社との商関係の推移について、従来の研究では扱われていない社間協定に着目しながら分析を進めるが、合わせて当該期における電力公社と石炭公社の石炭取引をめぐる諸問題

について考察する。これは単に研究史上の空隙を埋めるのみならず、エネルギー部門内の異なるセクターが相互に与えた影響を検証することにより部門全体の動態への歴史的把握の一助となるものであろう。

I 第一次社間協定の締結とその背景

1946年4月、電力国有化法案が可決されフランス電力公社が誕生した。こうしてフランスにおける電力産業はほぼ独占状態となったが、その経営・投資計画には大きな影響を与えたのがモネ・プランの電力整備計画を担当した計画庁電力委員会である。当時のフランスにおける石炭生産は国内需要を賄うには不十分な水準にあり1930年代後半においては毎年国内消費量の約3分の1を海外からの輸入で補填する状態が続いていた⁸。多大な石炭輸入は国際収支の悪化の一因とみなされたため、水力開発がエネルギー自給の改善手段として電力委員会により推進されたためモネ・プランにおける電力整備計画は水主火従を基本としていた⁹。こうして復興期には多数の水力発電所の完成が急がれたものの電力公社の総発電量における火力発電の寄与率は50年の時点でなお38パーセントと47年の40パーセントとさほど変わっておらず石炭入手は相変わらず電力公社にとって重大な経営課題であった¹⁰。

一方で流通の側面に目を向ければ当時の石炭流通は第二次大戦中に創設され主要工業製品の流通統制を担った産業製品分配中央局（Office Central de Répartition des Produits Industriels : OCRPI）傘下で石炭統制の任に当たった石炭分配局（Office de Répartition du Charbon : ORC）が戦後も引続いて石炭流通を掌握しており石炭公社は電力公社を始めとする需要家と自由取引することは制度上不可能であった¹¹。また輸入についても統制下にあり外国戻を必要とする場合には石炭輸入技術連合（Association Technique de l'Importation Charbonnière : ATIC. 44年11月設立）の輸入した石炭を購入するか、その承認のもとで各需要家が輸入するとされた¹²。ただし復興期において石炭の統制機関が存続し石炭公社が生産した石炭を電力公社に割当てた事実は両社間の利害調整の必要性を結果的に極めて薄いものとした。石炭公社の各需要家への石炭納入は石炭分配局が月毎に決定した分配計画に基づいて行われ電力公社にはこれに従うより他の選択肢は存在しなかった。電力公社はその設立以降の数期間は慢性的な石炭不足に苦しんだがフランス国鉄・鉄鋼業と並び最も多量の石炭分配を受け¹³、49年時点で少なくとも量的な面においてはさほどの石炭不足を示さなくなっていた¹⁴。なお同年計画庁は火力の新規発電計画である追加計画を発表して戦後の水主火従政策が転換点を迎えている。これについては冒頭で述べたようにマーシャル・プランの影響や天候の不安定さなどから説明が加えられているが実際上の問題として当時のフランスで石炭欠乏が徐々に緩和され始めた事実を看過することはできない。

石炭流通の統制解除は49年4月から段階的に行われた。同月に家庭用石炭の配給

制度が廃止されたのちの同年 7 月に大口需要家を除く産業の自由取引が認められ、50 年には大口需要家に対する流通統制も解除されてここに電力公社は石炭公社と直接取引することとなった¹⁵。ところが時を置かずして両社間で顕在化したのが石炭取引をめぐる利害の対立である。電力公社による石炭公社に対する発注はキャンセルまた追加が多かったが石炭生産はその性質上不規則な受注に柔軟に対応できず、石炭公社に経営負担を強いるものであった。こうして石炭公社は解決策として電力公社に対し各月の納入石炭量を均等にする旨の社間協定の締結を提案した¹⁶。石炭公社は電力公社が石炭需要が低い時分に蓄えたストックを需要が高い時分に活用することで月々の等量納入が可能になると考えた。しかしこの案は電力公社にとって過大な在庫を抱えるリスクを伴った上、在庫保管場所の拡充という財政負担も要求するものであった。このため電力公社はこの提案に対して否定的な態度を示し社間協定がなくともこれまで取引に不都合は存在せず協定は不必要との見解を示した¹⁷。しかし最終的には社間協定は結ばれる運びとなり、両公社及びノール＝パ・ド・カレ炭田公社、ロレーヌ炭田公社、サントル・ミディ炭田公社及びザール炭鉱公団の間で 51 年 12 月 21 日付で締結された¹⁸（本稿ではこれを第一次社間協定と呼ぶこととする）。

本協定は前文と全 10 条で構成されている。そのうち特に着目に値する項目に言及すれば、電力公社と石炭公社は毎年 11 月 30 日までに翌年の石炭納入量計画を策定し、最終的な石炭納入量は各四半期毎に年間納入計画を参考として両公社間の協議により決定するとされた（第 4 条）。そして同一四半期内の各月における納入量は基本的に同量であると定められた（同）。なおこの納入量は各月開始より三週間以前の通知によりプラスマイナス 5%の幅でキャンセルあるいは追加の変更が可能であるが、電力公社は石炭公社に対してキャンセルを要求する前に輸入を減らす義務があり、電力公社の保有する石炭在庫が一定トン数を下回る場合には石炭公社は電力公社によるキャンセルの要求を拒否する権利を有するとされた（第 5 条）。また第 4 条で定められた四半期毎の発注計画を電力公社が予定通りに履行した場合には石炭公社は電力公社に対して一般価格より 2 パーセント割引くことが明記された（第 7 条）。

この協定は石炭納入の安定化を要諦としながら石炭公社・各炭田公社及び電力公社が相互に義務を負う双務性を特徴とする。電力公社は石炭公社・各炭田公社に対して発注予測を提示しなくてはならず、発注をキャンセルする場合は輸入状況や石炭在庫において一定の条件を満たさなくてはならない。一方電力公社が計画通りに石炭を受領し石炭納入の安定化に貢献した場合は各炭田公社は電力公社に対し生産物を割引価格で販売しなくてはならない。そして義務が相互に履行された場合は石炭公社は計画的な生産が容易となる一方で電力公社は安価な石炭入手を実現できるという点で本協定は互惠性をも実現するものでもある。

しかしこの社間協定は締結から程なく様々な綻びを見せることとなった。電力公社と石炭公社は各年初頭に当該年における石炭在庫の最大値・最小値及び社間協定

には記されていない具体的な取決めを定めた「協定適用」application du protocoleを交わしたが、第一次社間協定締結の約一年後に結ばれた53年度の協定適用は電力公社に対して特定種の石炭について消費が予想を下回りかつ電力公社の在庫置場の容量が最大に達した場合には当該種の石炭発注を社間協定で許容範囲とされた5パーセントを超えるキャンセルを認めた¹⁹。これは電力公社の発電所の在庫置場の狭隘さをその理由とし53年度以降も事実上適用されることとなったが、そもそも社間協定の要諦が規則的な発注の実現にあることを考えればこの措置は社間協定の眼目を著しく損なうものと言える。さらに電力公社の発注の規則性についても社間協定は当初見込まれた効果を発揮することはなく、ノール＝パ・ド・カレ炭田公社営業副部長のジャルダン（A. Jardin）は石炭公社社長バゼラク（P. Baseilhac）に宛てた書簡の中で54年4月1日から翌年5月末まで計画では258万トンの発注が予定されていたながら、実際の発注は205万トンでしかなかったと苦情を述べている²⁰。これは当該期の多雨による水力発電所の稼働率の高さとそれに伴う火力発電所の稼働率の低さに起因するが、当時の石炭公社の在庫は石炭需要の低迷を反映して高水準で推移しており電力公社による計画不履行は石炭公社の経営に一層負担となるものであった²¹。加えて各炭田公社が問題視したのが月単位での発注量の変動の激しさである。52年から55年までの発注量を年単位で捉えれば各年の発注量と前年の発注量の差はプラスマイナス8パーセント程度で収まっており一定の安定性を示していたのに対し、月単位では多い場合と少ない場合で4倍程度にも達していた。こうした不規則な発注は経営の不安定要素となり他の石炭需要家への円滑な供給を阻むものとして石炭公社により認識されていた²²。このような事情を背景として1955年12月末に石炭公社社長バゼラクは電力公社取締役社長ガスパール（R. Gaspard）に対して社間協定はその目的を果たせていない以上新たな協定締結が必要であると現協定の破棄を要請し、協定破棄の通知予告期間である半年以内に新協定が締結されない場合には56年6月末をもって現在の社間協定が無効となる旨を通知した²³。これに対して電力公社側は石炭公社に同意を示し新協定締結に向けて両者が協議する運びとなったのである²⁴。

II 第二次社間協定締結交渉と石炭危機

第二次社間協定は1958年12月20日に電力公社、石炭公社及び各炭田公社間で締結された²⁵。これは石炭公社による第一次社間協定の破棄通告から3年後であったが、第一次社間協定の破棄時点においては早急な新協定の締結が目指されていたことを鑑みれば極めて遅い締結と言える。交渉は行詰まりから57年8月から58年9月まで中断され、これが新社間協定の締結の遅れの主因となった。さらに交渉の中断中にフランスにおける石炭市況は劇的に変化し、これは両社間の交渉に影響を与えずにはいられないものであった。第二次社間協定は年単位及び四半期単位での納入計

画を基礎とし石炭納入の安定化を眼目としている点では第一次社間協定と変わりが無いが他方で異なる規定も様々に持ち合わせていた。以下では第二次社間協定について考察を試みるがその際に第一次社間協定との相違に留意するのみならず、交渉前半期（56年1月から57年8月まで）と後半期（58年9月から同年12月まで）における議論の相違にも言及しながら検証する。また必要に応じて当時のフランスにおける石炭市況についても概観する。

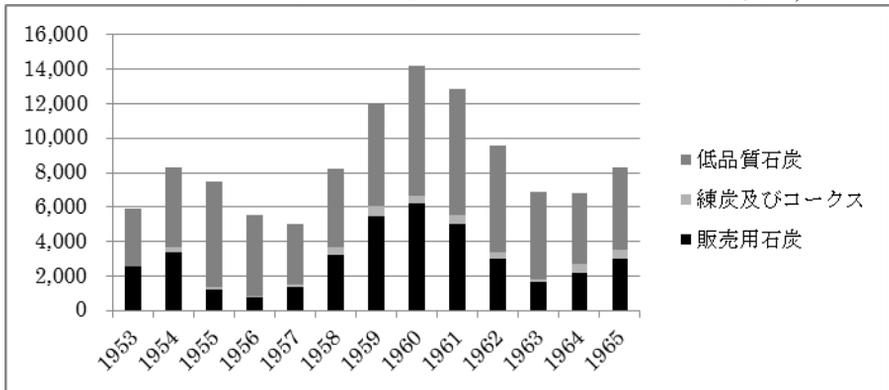
第二次社間協定の締結に向けた交渉開始後に両社間でまず検討課題となったのがペナルティの導入と石炭納入計画の複数年化である。この場合のペナルティとは石炭納入計画で予定されていた石炭発注あるいは出荷を許容範囲を超えて履行しなかった場合に支払う違約金である。つまり電力公社が一定トン数以上を一定の期限を過ぎたのちにキャンセルした場合、あるいは石炭公社が同様に一定トン数以上の石炭納入を一定の期限を過ぎて削減通告した場合、相手側に違約金を支払うとされた。第一次社間協定において納入計画が遵守されなかった原因としてペナルティの不在が指摘され、この導入が納入計画遵守に対するインセンティブが高め石炭取引の円滑な促進するものと期待された²⁶。また従来単年計画であった石炭納入計画を複数年計画とすることが目指され石炭公社にとってはより安定的な生産計画が、電力公社にとってはより確実な石炭確保の見通しを可能とするものとされた。ペナルティの導入及び計画の複数年化それ自体に対しては両社ともに異議はなかったものの、具体的な手法や期間については複数案からの絞込みや両社間で見解の一致に時間を要し、これが交渉の長期化を招いた。

交渉中断の前後で特に明白な対比を認められるのが石炭納入計画の複数年化をめぐる電力公社の要求である。電力公社は交渉中断以前には5年間の固定契約及び年間最低500万トンの石炭納入を石炭公社に対し求めたが²⁷、これに対し石炭公社はこの時点では3年契約かつ納入量の毎年度の見直しを可能とする「リボルビング方式」での契約を望み、年間500万トンの納入要望について明確に返答することはなかった。なお50年代前半において石炭公社から電力公社への石炭納入量は毎年400-450万トン程度で推移しており²⁸、これを踏まえれば電力公社の求める最低納入量500万トンが相当程度多大なものであると判断できる。このような電力公社の石炭確保に対する強い意志を理解するには当時の石炭供給事情を確認する必要がある。

第二次社間協定締結に向けた交渉が開始された56年とは好況を背景としてフランスにおける石炭需要が大幅に伸長した年であったが、石炭公社はこれに柔軟に対応することができず国内の石炭市場は逼迫を見た²⁹。石炭公社から電力公社への石炭供給は第一次社間協定が効力を失う56年6月末以降も両社間で決定された納入計画に基づいて履行される見込みとなっていたが、以上の事情を背景として同年5月石炭公社は電力公社に対し同年における納入量の15万トン削減を通知した³⁰。これは電力業以外の産業に対しても石炭を融通するための方策であったがこの削減分及びその他の不足分を輸入で補う必要から電力公社は石炭輸入技術連合に対し90万ト

ンの石炭輸入の承諾を求め、関係省庁に対しても理解を求めた³¹。電力公社による石炭輸入は49年をピークとして50年代に入り減少しており特に53年から55年まで輸入はほぼ停止していた。しかし56年には旺盛な電力需要を受けて電力公社の火力発電量は最大値を記録し当初の計画よりも多量の石炭を必要とした。こうして電力公社は輸入を再開する運びとなり56年度には全石炭発注量のうち約2割に相当する98万トンが輸入された³²。続く57年もフランスは引続き石炭消費の増加を記録し、石炭輸入も前年における2284万トンから2506万トンへと拡大し戦後最大量に達した。電力公社の石炭輸入も57年には247万トンと前年と比して約2.5倍の増加となり創設以来の最大値を記録した³³。しかもこの石炭需要の拡大は西欧共通の現象であったためフランスはその需要増大分の輸入先を石炭鉄鋼共同体の他の加盟国ではなくアメリカに求めた³⁴。しかしアメリカ炭は輸送に多額の経費を要するため購入価格も高価であり、その増加は電力公社にとって避けたい事態であった。また既に述べたように当時のフランスで石炭輸入には石炭輸入技術連合の承認が必要で自由輸入は未だ実現されていなかった。このように57年において電力公社が石炭公社に対して5年間の固定契約と各年最低500万トンの石炭供給を求めた背景としては一方で急増する石炭需要、他方で輸入石炭の価格面及び流通面における障害を指摘することができよう。

図1 フランス公社における石炭在庫の推移 単位) 1,000 トン

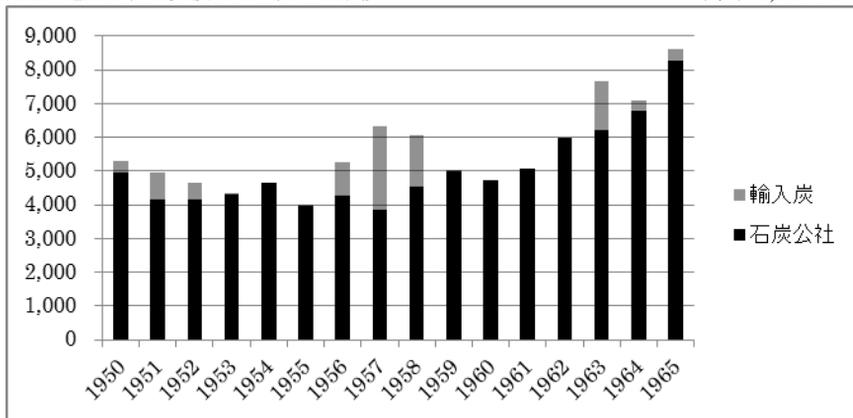


出典) CDF, *Rapport de gestion*, 1953-65.

ところが中断された交渉が再開された58年秋には電力公社は契約期間を再び3年へと主張を戻しており、前年に石炭公社に対して求めた毎年最低500万トンの納入に対する要求もこの時点では見あたらなくなっている³⁵。ここで再びフランスの石炭市況に目を向ける55年末に開始した好況が58年には減退し、これに伴い石炭需要及び消費は減少を見た。58年は後述する石炭業の構造不況、いわゆる石炭危機 (*crise du charbon*) の発現年であるが、この年の国内全体の石炭消費は前年度比で9パーセ

ント減少しており³⁶、電力公社における石炭発注も火力発電量の低下を反映して減少している。さらにこの当時問題を惹起したのは石炭在庫の増加である(⇒図1参照)。石炭公社における石炭在庫は58年末の時点で800万トンを超え電力公社における石炭在庫も224.5万トンと前年度末における水準から倍増しており石炭は飽和状態にあった³⁷。つまり交渉中断時にフランスにおける石炭の需給関係は需要過剰から供給過剰へとシフトしこれが電力公社の契約年数に対する姿勢に影響を及ぼしたと推察されるのである。なお石炭公社側は交渉再開後には5年の契約期間を主張しているが³⁸、最終的な契約期間は両者の希望の中間点である4年で決定された(第1条)。

図2 電力公社の受領した石炭量の推移 単位) 1,000 トン

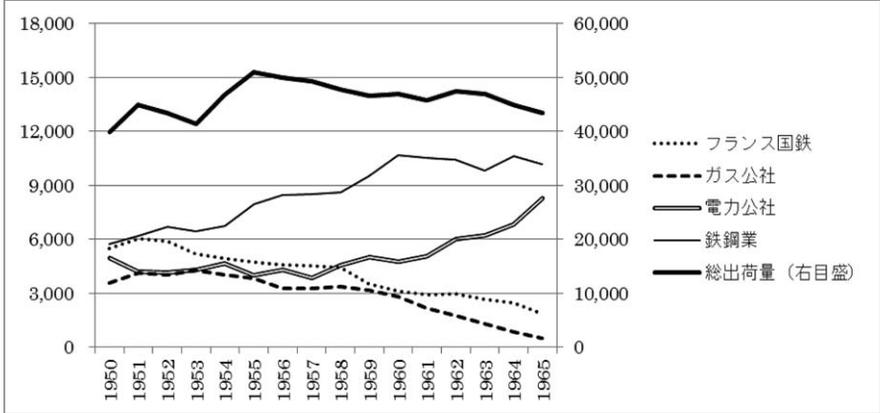


出典) CDF, *Annuelle statistique*, 1973, pp.30-31, p.36.

一方ペナルティに関しては、石炭公社の計画不履行の場合の石炭輸入の扱いが議論の対象となった。石炭公社が計画通りの出荷を遂行できない場合には石炭公社自身が輸入を行い電力公社に出荷する案、輸入は電力公社が行い費用を石炭公社が支払う案及び輸入費用は考慮せず計算式から算出される額をペナルティとして現金で支払う案が検討の対象となった³⁹。先述したように56年から翌年にかけてフランスの石炭市況は好況を背景として需給が逼迫し、石炭公社は電力公社に対する出荷を予定よりも削減する一方で電力公社は53年以降途絶していた石炭輸入を再開した。このような状況下において石炭公社の計画不履行による石炭輸入は単なる可能性の問題ではなく非常に差し迫った問題であった。結局ペナルティについて両社は合意に達することはないまま交渉は中断され、交渉再開後にさほどの問題を提起することなく最終的に計画不履行の場合には両社ともに定められた計算式から算出される額をペナルティとして現金で支払うこととされた(第6条)⁴⁰。なおここでは石炭公社の計画不履行に伴い生じる石炭輸入の扱いについての規定は盛り込まれていないが、交渉が再開された58年には石炭市場の供給過剰により電力公社による石炭輸入

も前年度より非常に減少しており（⇒図2参照）、電力公社では石炭不足に伴う輸入に対する議論そのものが見られなくなっている点はここで指摘しておきたい。

図3 石炭公社による企業・セクター別石炭納入量の推移 単位) 1,000 トン



出典) CDF, *Annuelle statistique*, 1973, pp.30-31.

この他に第二次社間協定において特徴的な点として、石炭公社は電力公社を最も優遇して取り扱う旨の規定を盛り込んでいることが挙げられる（第3条）。石炭価格について定めた本条では電力公社に対する納入価格は納入日における石炭価格一覧表を基に割引やペナルティを加えて決定するとしたものの⁴¹、同じ条件下における取引においては他のいかなる顧客よりも電力公社を優遇すると規定した。この規定もまた交渉再開後において初めてその盛り込みが検討されたものであるが⁴²、この理解にあたって着目したいのがこの時期における石炭公社の出荷先の変化である（⇒図3参照）。すなわち石炭出荷先は1950年代初頭においてはフランス国鉄が首位であったが、その出荷量は51年の601万トン进行ピークに年々減少しており第二次社間協定が締結された58年には443万トンにまで落込んでいる。50年代のフランス国鉄は電化拡大及びディーゼル機関車の導入を推進してこれが石炭需要の大幅減少へ繋がったが、この変化は不可逆のものであるという事実は石炭公社によっても十分に認識されていた⁴³。またフランス国鉄・電力公社と並んで主要な取引先であるガス公社もこの時代に主たるガス採取源を石炭から石油へと転換して石炭消費を大幅に低下させていた。当時ガス公社によるガス販売自体は順調に増加していたにもかかわらず⁴⁴、その石炭仕入高は53年の425万トン进行ピークに58年には338万トンと2割減少する一方で石油消費は増大していた。そして第二次社間協定が締結された58年に石炭供給先としてフランス国鉄に代わって初めて首位に立ったのが他ならぬ電力公社だったのである。もっともセクター単位で見ると電力業以上に鉄鋼業はその

石炭需要を増大させていたが、鉄鋼業が必要とする石炭はコークス原料となり得る瀝青炭が中心であり他の種類の石炭消費はごく限定的であった。主たる燃料源の石油への転換が明確に予測されたこの時代にフランスの火力発電所はなお石炭で稼働するタイプのものであり、電力公社は国内で唯一多様な石炭の安定的な引受先として機能していた。石炭公社が電力公社を最優遇する一方で電力公社に対する拘束性を強化する運びとなった背景として電力公社が一企業としては最大の石炭発注元であることの他にこうした事情を見落としてはならない。

ただし第二次社間協定においてこの種の優遇措置は石炭公社から電力公社に対してのみ取られたわけではない。すなわち協定は納入計画で定められた以上の石炭を電力公社が必要とする事態になった場合には、電力公社はその購入についてまず石炭公社に打診することを定めている（第8条）。つまり電力公社は仮に価格などの面で輸入した方が石炭を有利に入手できるとしても石炭公社が電力公社に供給能力がある限りその実施は断念しなくてはならないのである。電力公社が輸入していたアメリカ炭は当時は国内炭と比して高価であったためこのような事態は当時は強く想定されるものではなかったが、この規定によって優遇措置が両社間で相互に採られることとなった点は重要である。既に見たように第一次社間協定は一定の拘束性と互惠性を有するものであったが協定の眼目である計画的な石炭納入は十全に履行されることはなかった。第二次社間協定は石炭の計画的納入が十全に機能するために第一次社間協定の拘束性と互惠性を種々の規定によって強化したものであったと言えよう。

Ⅲ 第二次社間協定締結後における石炭納入問題

3年という長期にわたる交渉期間を経たのちに両社は新たな社間協定の締結に漕ぎつけたが、その後も両社間では石炭納入をめぐる様々な問題が起こり解決のために折衝が行われ続けた。一方、当該期の石炭業を論ずる上で見落とすことができないのが1960年7月に産業大臣ジャヌネ（J. M. Jeanneney）によって発表された石炭業に関する5か年計画（ジャヌネ・プラン）である。58年に発現した石炭危機は一時的な景況によるものではなく石炭業の構造的な問題であり、ジャヌネはこの事態の打開のために採算性の低い炭鉱の閉鎖などによって石炭業の健全化（assainissement）を図るとした。具体的には65年度の石炭公社の石炭生産高が59年度の1割減に当たる5300万トンに抑制されるように計画され、新規投資は当該年度の減価償却相当分のみに制限するとした⁴⁵。さらに炭鉱労働者の早期退職および職場転換も促進され必要な経費に対する国家の補助も決定された。ジャヌネ・プランは実質的には石炭業の縮小計画と言えるものでありモネ・プラン以来の石炭増産路線の転換を成すものであるがこのような計画を採用した背景としては次の点が指摘できる。まず石炭と他のエネルギー源、特に石油との競合である。前章で述べたよ

うに 50 年代は鉄道業を始めとした様々な領域において石油が石炭を駆逐した時代であったがこの傾向はもはや不可逆であり、しかも石炭飽和は欧米に共通の現象であるために海外輸出も望めない以上危機を緩和するために供給抑制以外の措置はあり得なかった⁴⁶。しかも石炭危機発現後においても石炭公社は供給抑制策を自ら採ることはなく結果的に石炭業の管轄省である産業省がイニシアチブを取ることとなったのである。とりわけジャヌネが問題視したのは石炭価格における硬直性である。石油においては原価の 1 割を占めるに過ぎない人件費が石炭においては 65 パーセントに上っており、これが価格の柔軟性における石炭の劣位を動かしがたいものとしていた⁴⁷。さらに石炭公社で働く炭鉱労働者については年金や疾病保険などの社会保障が手厚く支給されていたが、50 年代後半にはこの膨張が石炭公社の経営の圧迫要因となるとともに国家財政にも悪影響を及ぼし、事態の長期的な改善のためには人員を削減する必要があった⁴⁸。このような事情から策定されたジャヌネ・プランはその発表後には炭田公社や労組、左翼勢力などから激しい非難を浴びたものの取下げられることはなく石炭公社の生産計画の規定要素として働くこととなった。本章ではこのように石炭業が大きな転換点を迎えた 60 年代前半において石炭公社・電力公社間がいかなる商関係を取り結んでいたかについて第二次社間協定の運用及びその提起する問題を検証しながら把握を試みる。

第二次社間協定締結以降、石炭公社においてまず重大な問題を提起したのが膨張する石炭在庫に関する扱いである。石炭の供給過剰が石炭危機として顕在化した 58 年以降、石炭公社が保有する石炭在庫は増大する一方であり 59 年年末時点におけるストック残高は石炭公社創設以来初めて 1000 万トンを突破した⁴⁹。59 年から翌年にかけての冬は温暖であったため暖房需要は低く、さらに豊富な雨量にも恵まれ水力発電の稼働率が高かったことから火力発電による石炭消費も低位に留まり石炭在庫の増大に拍車をかけた⁵⁰。こうして石炭公社は膨大な在庫の保管場所に事欠くこととなったが、これを看過できない事態として捉えた産業相ジャヌネは電力公社に対して石炭公社の保有する石炭在庫の一部を火力発電所で保管するように要請し、これを受けて 60 年 5 月末に締結されたのが石炭在庫に関する特別社間協定である⁵¹。この協定は電力公社に対して石炭公社の保有する石炭在庫のうち 40 万トンを保管することを定めたものであり、石炭公社の在庫問題の緩和が試みられたがここで注目すべきはこれが産業相ジャヌネの介入の元で実現されたという点である。50 年代においては両社間の協定締結に際して行政が介入することは稀であったが、この石炭在庫に関する特別社間協定の締結と同年にジャヌネ・プランが発表されたことも鑑みれば石炭産業に関わる一連の問題解決へのジャヌネの意欲の強さを推し量ることができる。

一方、同年 10 月には石炭発注計画の更新に向けた両社間の協議が開始され、59 年度末に決定された 61 年度から 63 年度分の石炭納入量の見直しが行われるとともに 64 年度分の納入参考値についても協議された。ここで電力公社が石炭公社に対し

て提示した 61 年度から 63 年度の納入値はいずれも 59 年度末に決定された値を上回るものであり、最も増加分が大きい 63 年度の納入量については 700 万トンと、当初の 520 万トンよりも 35 パーセント近く上回るものであった⁵²。電力公社で石炭需要の予測を担っていた経済研究部は 61 年度の雨量を最も豊富な場合と仮定しても、つまり水力発電の稼働率が非常に高く火力発電の稼働率が低い場合でも 59 年度末に両社間で決定された石炭納入量では電力公社における石炭需要が賄えないと試算した。経済研究部は火力発電による石炭需要を雨量と経済成長を変数として算出しており、雨量が少ないほどそして経済成長率が高くなるほど石炭需要が増加すると想定していた。59 年には景気後退期にあったフランスは翌年には好況期へと転じて今後数年間の経済成長率予測についても正の影響を与え石炭需要予測の増大へとつながった⁵³。当時のフランスでは徐々に石油や天然ガスを使用するタイプの火力発電所が普及し始めていたが石炭で稼働する火力発電所がなお主力であり、60 年度における電力公社の総火力発電量 16.4 テラワット時のうち約 3 分の 2 が石炭に基づく発電であった。こうした状況下では経済活動の拡大に伴う電力需要の進展は石炭需要の増大に直結するため電力公社は一層の石炭消費の増加を見込んだ。この傾向は従来の大石炭需要家であるフランス国鉄やガス公社の石炭需要の減少基調とは著しい対照を成すものであり、石炭公社は電力公社を鉄鋼業と並んで今後の需要拡大が見込める希少な供給先として期待を持って捉えていた⁵⁴。

石炭公社は電力公社の要求を受けて 59 年末に決定されたトン数を超える石炭出荷の可能性について各炭田公社に対して調査を実施し次いで電力公社と石炭種や価格面などでの折衝を繰り返した。この調査および折衝は長引き計画更新の最終期限である 60 年 12 月末においても両社間は合意に至らず 61 年 4 月によりやく納入計画は更新された。61 年度の全納入量は電力公社の希望通り 500 万トンに決定され、それ以降の納入値についても電力公社の要望通りに 62 年度は 600 万トン、63 年度は 700 万トン、また 64 年度の参考値は 800 万トンと決定された⁵⁵。この時に決定された 62 年から 64 年の納入値はその後の二度にわたる納入計画更新（61 年度末及び 62 年度末）においてもほぼ変更されることなく同値で引き継がれ石炭納入計画は一定の安定を見せていた⁵⁶。また石炭公社による出荷実績も 61 年度には 504.1 万トン、62 年度には 598.9 万トンと年間納入計画で決定された値に非常に近接しており、この間石炭公社から電力公社への石炭供給は比較的円滑に行われていたと考えることができる⁵⁷。また電力公社による石炭輸入も 59 年から 62 年にかけてはほぼ停止しており石炭公社による供給及び電力公社の石炭在庫で需要を賄う状態が継続していた。

ここで石炭公社の保有する石炭在庫の推移に着目すれば、60 年末時点における石炭在庫は 1376 万トンに達し石炭公社創設以降の最大値を記録したが 61 年度末時点には 1227 万トンと約 1 割減少し 62 年度末時点では 918 万トンと 60 年度末時の約 3 分の 2 に減少している（⇒図 1 参照）。石炭在庫は販売用石炭と主に炭鉱付設の火力発電所で消費される低品質石炭とに二分されるが特に前者の在庫の減少率は著しく

62年における在庫水準は石炭危機以前の水準にまで減少している。この背景としては好況に起因する産業需要及び62年の春秋の低温による旺盛な暖房需要を指摘することができる⁵⁸。またジャヌネ・ブランで掲げられた目標、つまり65年時における生産量の5300万トンへの抑制も61年度時点にはほぼ達成されており61年から62年にかけての石炭公社の経営は生産・供給の両面で比較的安定したものであったと評することができる。しかしながらこうした安定状態は翌年の63年には様々な事情から破られフランスの石炭市場は混乱を見た。この混乱の最大の要因は同年1月から4月にかけて実施された炭鉱労働者によるストライキである。これは炭鉱労働者の給与上昇率に対する不満を契機としてまずフランスキリスト教労働同盟（Confédération Française des Travailleurs Chrétiens : CFTC）により、次いで労働総同盟（Confédération Générale du Travail : CGT）により組織され同年4月3日の協約締結をもって終結した⁵⁹。石炭生産はこの間に著しく減退し電力公社も含む各石炭需要家は石炭不足に苦しむことになった。加えて62年から翌年にかけては厳冬であり暖房需要が急増したため58年とは対照的に過剰需要により市場均衡が崩れる事態が発生したのである⁶⁰。また電力公社特有の事情に言及すればこの冬は少雨のため火力発電の稼働率が高まり、電力公社の保有する石炭在庫はストライキ発生以前の62年末の時点で165万トンと前年末と比して6割程度に減少した⁶¹。この水準を緊急時に対する備蓄として不十分と捉えた電力公社は各炭田公社に対して計画以上の出荷を求めたが、全ての炭田公社により拒否された⁶²。しかも3月に激化したストライキによって電力公社に対する石炭納入は前年度に合意された計画から60万トン下回り電力公社の石炭不足は深刻化した⁶³。このような事情を背景として電力公社は60年以来中断していた石炭輸入の再開を決定し当年度中に145万トンに及ぶ石炭をアメリカを始めとした外国から輸入した⁶⁴。しかしこの輸入契約の多くは石炭不足に悩んだ上半期に締結されたもので同年下半期は多雨により火力発電所の稼働率が低下したため結果的に電力公社は想定以上の石炭在庫を保有することとなったのである⁶⁵。

このように石炭輸入再開は電力公社の石炭在庫の膨張を招いたが、納入計画が遂行されなかった場合に電力公社は輸入に依存せざるを得ないという事実を石炭危機以来初めて認識させる契機となった点は重要である。ジャヌネ・ブラン発表以降フランス政府は石炭生産量を削減させる方針を取ったが、電力公社による石炭需要は総発電量の伸長を背景として更なる増加が予測された。石炭危機の発現以降フランスにおける石炭市場は供給過剰が基調でありそれゆえジャヌネ・ブランが策定されたが今後も厳冬やストライキなどの場合には一時的に需要過多になり石炭公社の納入計画の不履行に陥る可能性はあった。まして好況による需要増大から石炭不足となった56-57年と異なり石炭業縮小が国家の方針となった60年代においては多少の需要の増大が国内市場の均衡を崩し電力公社が輸入を実施しなくてはならない事態に陥る可能性はより高くなるであろう。ところが先にも述べたように第二次社間協定においては石炭公社の計画不履行に基づく輸入についての規定は盛込まれず輸入

に関する費用は電力公社の負担であった。そして 64 年初頭に石炭市場が落着きを戻し再び供給過剰の様相を呈し始めると石炭公社は電力公社を安定的な石炭の供給先として確保したいとの思惑をより強めることとなった。こうした事情を背景に新たな社間協定締結に向けた交渉が 63 年末に開始され、輸入の場合の費用負担に関する規定について折衝が繰り返されるとともに石炭公社は自身が提示する量の石炭をすべて電力公社が引き受けるように働きかけた⁶⁶。ただし従来の社間協定締結時の交渉とは異なりこの交渉には当事者である石炭公社、各炭田公社及び電力公社に加えて産業省も折衝に積極的に参加しその動きを注視した事実は強調しておきたい。例えば産業省鉱山課は電力公社と石炭公社に対して新社間協定の素案を提出するように求めているが⁶⁷、このような要求は第一次社間協定締結時においても第二次社間協定締結時においても見られなかった。50 年代には主に両社の自由に委ねられていた社間協定交渉はここに至り行政の監視もとで行われるようになったのである。そして両社は 65 年 1 月には石炭供給に関する新たな契約を結び、その商関係も新たな段階に入るのである⁶⁸。

結語

第二次世界大戦後のフランス政府は電力業及び石炭業の国有化を実施し 46 年春にフランス電力公社とフランス石炭公社が誕生した。当時の電力公社は火力発電の燃料源として主に石炭を使用していたためその安定的な入手は常に経営上の課題であった。本稿では両社間で締結された石炭納入に関する第一次社間協定および第二次社間協定を中心に検証し、合わせて両社間の商関係に影響を与えたエネルギー部門の進展についての考察を試みた。電力公社の石炭発注動向は電力需要や水力発電の稼働率に応じて刻々と変化したが不規則な石炭発注は石炭公社・各炭鉱公社の経営にとって好ましくないものであり、この問題を解決するため 51 年に石炭納入に関する社間協定が締結された。しかし電力公社による発注の不規則性はさほど是正されることはなくこれを不服とした石炭公社による第一次社間協定の破棄を経て 58 年に第二次社間協定が締結された。これは複数年度計画であること、電力公社及び石炭公社が相互に優遇措置を認めていること、ペナルティを設定している点などで第一次社間協定とは異なるものである。

一方で第二次社間協定が締結された 58 年から新たな社間協定が締結された 65 年まではフランス石炭業は大きな転機を迎えた時期でもあった。58 年には石炭公社は石炭供給先の確保に困難を見出すようになり在庫の膨張として石炭危機が顕在化したのである。この解決策として 60 年に産業相のジャヌネは石炭業健全化計画を発表し、これによりフランス石炭業の斜陽化は決定的なものとなった。ところが 63 年に炭鉱ストライキを契機として一時的に需給が逼迫すると電力公社は石炭輸入再開を決定したがこれは電力公社に対して輸入の重要性を再認識させるものであった。そ

して市場が落ち着きを戻すと石炭公社は電力公社は供給先として拘束したいとの思惑が働くようになり、こうして新社間協定締結に向けた交渉が開始されたのである。

このように時代を追って社間協定及び両社間の交渉を検証するとその変遷に一定の傾向を看取することが可能である。第一に社間協定が新規に締結されるごとに石炭公社による電力公社に対する拘束性が強化され、電力公社の石炭の捌け口としての役割が強固になった点である。すなわち第一次社間協定では特にこのような目的を持った規定は存在しなかったのに対し第二次社間協定では電力公社が石炭の追加発注を必要とする際には石炭公社に最初に発注を要請することが規定されている。またその後の新協定締結に向けた交渉において石炭公社は自身が提示する量をすべて電力公社が引き受けるように要望したことは本文中で触れたが、65年に締結された「石炭納入に関する一般契約」では条件付きでこの条項が盛り込まれる結果となった。こうして石炭公社は石炭業の斜陽化が鮮明になるとともに電力公社を安定的な供給先として確保するための枠組みを築き電力公社は石炭生産の吸収先としての役割を担うことになった。一方で石炭公社は電力公社に対して価格面などの優遇措置を取るにより互恵性も強化されていったのである。また60年代に入ると両社間の交渉に産業省が参画するようになった点についても注意を促したい。50年代においては社間協定締結および石炭納入をめぐる各種交渉に産業省が介入することは稀であった。しかしながら60年代に入ると産業省は石炭ストックの引受けの電力公社への要請や新社間協定の締結交渉への参加を通して積極的に両者の関係に介入するようになったのである。冒頭でも述べたように戦後の復興期において石炭増産はフランス経済にとって最大の課題の一であった。それゆえモネ・プランにおいて石炭業は重点産業として認められ多額の投資資金を近代化基金から獲得して増産において一定の成功を見たが、50年代に入り石油使用が飛躍的に拡大するとともに石炭需要は伸び悩み58年には石炭危機が発現する事態となった。これは復興期には想像もつかない事態であったが、この問題に対する解決策として産業相ジャヌネは石炭業合理化計画を発表して石炭公社に対する介入を大々的に実施した。しかし石炭業の立直しには生産・投資の削減のみならずストックの保管場所の確保や石炭の供給先の確保もまた不可欠であり、しかも石炭公社はこれを単独で解決することができなかった。こうして政府は電力公社との商関係についても介入することになり以降の両社間の商関係に大きな影響を与えたのである。

¹ 電力公社は1946年4月8日法により石炭公社は1946年5月17日法により誕生した。実際の石炭生産現場である国内の九炭田も1946年6月28日デクレにより国有企業として創設され石炭公社はこれを指揮統括する役割を担った。原輝史『フランス資本主義——成立と展開——』日本経済評論社、1986年、382頁。

² プランが終了した1952年時点で近代化基金からの企業に対する累積投資額は1.86兆フラン（1952年時価）に上ったがそのうち32パーセントにあたる0.6兆フランが電力業に、18パーセントにあたる0.34兆フランが石炭業に投資された。Commissariat Général du Plan de Modernisation et d'équipement（以下CGPMと表記）、*Rapport sur la réalisation du plan de modernisation et d'équipement de l'Union française, Année 1952, 1953*, p.80.

³ CGPM, *Premier Rapport de la Commission de Modernisation de l'Électricité*, 1946, pp.7-8 : CGPM, *Premier Rapport sur le Plan de Modernisation et d'équipement*, 1946, pp.139-140.

⁴ D. Larroque, *Histoire du service de la production thermique de l'électricité de France, tome premier 1946-1973*, AHEF, 1997, pp.71-76 : J.F. Picard, A. Beltran, M. Bungener, *Histoire(s) de l'EDF : Comment se sont prises les décisions de 1946 à nos jours*, Dunod, 1985, pp.68-72, pp.148-154.

⁵ M. Banal, "Le Plan Marshall et l'électricité", in Ministère de l'économie, des finances et du budget (dir.), *Le Plan Marshall et le relèvement économique de l'Europe*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1993, pp.251-265.

⁶ R.L. Frost, *Alternating Currents : Nationalized power in France 1946-1970*, Cornell University Press, p.140.

⁷ M. Toromanoff, *Le drame des houillères*, Seuil, 1969, pp.40-41.

⁸ 豆原啓介「モネ・プランにおける電力整備計画——1938年計画との比較を通して——」『ヨーロッパ研究』、東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター、2010年3月号、図1参照。

⁹ CGPM, *Premier Rapport sur le Plan de Modernisation et d'équipement*, 1946, pp.24. 豆原啓介、前掲書、34-39頁。低品質石炭はエネルギー効率の低さゆえ輸送費が価格に上乗せされると買取り手がかかず、輸送の必要がない炭鉱に設置された火力発電所のみがこれを使用することが可能であった。

¹⁰ 電力会社による火力発電量は1947年において7,463GWh、1950年において8,557GWhである。EDF, *Annuelle statistique*, Centre de documentation EDF, 1974, pp.56-57.

¹¹ 産業製品配分中央機構は1940年9月に創設され主要工業製品の流通統制を担った機関である。石炭、繊維、木材を含む15の製品がその対象となった。

¹² 1948年1月24日付デクレによる。 *Journal Officiel*, le 25 janvier 1948, p.791.

¹³ CDF, *Rapport de Gestion*, 1947, p.18. *Rapport de Gestion*, 1949, p.36. 1946年から49年にかけてフランス国鉄、電力業及び鉄鋼業への石炭分配量はそれぞれ全体の石炭分配量の12-15パーセントを占めており三部門で全体の分配量の約4割を占めた。

¹⁴ ただし質的な面では希望しない種類の石炭が納入されるなど不満が残るものであった。EDF, *Rapport annuel de la Direction de l'Exploitation*, 1949, p.26.

¹⁵ CDF, *Rapport de Gestion*, 1949, p.36.

¹⁶ Archives Nationales du Monde de Travail (以下ANMTと表記)、2002/056/4706, Service commercial au CDF, Protocole Électricité de France, établissement de la courbe théorique des stocks, le 26 novembre 1951.

¹⁷ ANMT, 2002/056/4706, lettre de la direction de l'exploitation de l'EDF au M. Thibult, directeur général des services économiques des CDF, le 10 décembre 1951.

¹⁸ ANMT, 2002/056/4706, Protocole entre Électricité de France, Charbonnages de France, les Houillères de Bassin et la Régie des Mines de la Sarre, le 21 décembre 1951. なおサントル・ミディ炭田公社は生産高の小規模なフランス南部の炭田公社、すなわちロワール炭田公社、セヴァンヌ炭田公社、ブランジー炭田公社、アキテーヌ炭田公社、オヴェルニュ炭田公社、プロヴァンス炭田公社、ドフィューヌ炭田公社を代表・統括する組織である。

¹⁹ ANMT, 2002/056/4706, Application du Protocole Électricité de France et Charbonnages de France, Année 1953, le 31 janvier 1953.

²⁰ ANMT, 2002/056/4706, A. Jardin, lettre sur la fourniture à EDF, année 1956, le 31 décembre 1955.

²¹ 燃料源を必要とする火力発電に対して水力発電は運転費用が相対的に安価であるために運転に十分な水量がある場合には水力発電の稼働が優先された。水力発電と火力発電の比較に関しては R.L. Frost, *Alternating...*, p.11.

²² ANMT, 2002/056/4706, P. Baseilac, lettre sur Protocole Électricité de France et Charbonnages de France pour les fournitures de combustibles, le 29 décembre 1955.

²³ Ibid.

²⁴ ANMT, 2002/056/4706, lettre du directeur général adjoint de l'EDF, le 23 janvier 1956.

²⁵ ANMT, 2002/056/4706, Protocole entre Électricité de France, les Charbonnages de France et les Houillères de Bassin, le 20 décembre 1958. 第一次社間協定と異なり、第二次社間協定にはザール炭鉱公団は社間協定に加わっていない。

²⁶ ANMT, 2002/056/4707, Section Commerciale à CDF, Note sur le protocole d'accord avec Électricité de

France pour les ventes de charbons, le 18 février 1959.

²⁷ ANMT, 2002/056/4707, Section Commerciale à CDF, Projet de Protocole, le 24 juillet 1957. ANMT, 2002/056/4707, M. Torresi, Projet de Protocole EDF/CDF, le 3 décembre 1956. ANMT, 2002/056/4707, Compte rendu de la réunion Électricité de France-Charbonnages de France du 14 mars 1957.

²⁸ CDF, *Statistique Annuelle*, 1976, pp.30-31, p.36.

²⁹ CDF, *Rapport de gestion*, 1956, pp.7-8. CDF, *Rapport de Gestion*, 1957, pp.7-8.

³⁰ ANMT, 2002/056/4707, La division des combustibles à EDF, Lettre sur l'approvisionnement 1956 au ministère des affaires économiques et financière et au ministère de l'industrie et au ministère du commerce, le 7 mai 1956

³¹ Ibid.

³² CDF, *Statistique Annuelle*, 1963, pp.24-25, p.28.

³³ これは 57 年の電力公社における全石炭発注量の三分の一を占めるものである。Ibid, pp.24-28.

³⁴ CDF, *Rapport de gestion*, 1956, p.7.

³⁵ ANMT, 2002/056/4707, Section Commerciale à CDF, Compte-rendu de la réunion du 3 octobre 1958 sur la mise au point du protocole EDF, le 6 octobre 1958.

³⁶ CDF, *Rapport de gestion*, 1958, pp.9-10. CDF, *Statistique Annuelle*, 1976, pp.30-31, p.36. 1957 年のフランスでの石炭消費は 8170 万トンであるがその後この値が超えられることはなかった。CDF, *Statistique Annuelle*, 1976, pp.26-27.

³⁷ CDF, *Rapport de gestion*, 1958, p.18.

³⁸ ANMT, 2002/056/4707, Section Commerciale à CDF, Compte-rendu de la réunion du 3 octobre 1958 sur la mise au point du protocole EDF, le 6 octobre 1958.

³⁹ ANMT, 2002/056/4707, Protocole entre Électricité de France et Charbonnages de France, le mai 1957.

⁴⁰ 第 6 条によると納入計画との乖離は四半期毎に計測されこれに基づきペナルティが課せられるとされた。

⁴¹ 第一次社間協定で規定された電力公社に対する 2 パーセント割引は第二次社間協定に引継がれている（第 4 条）。

⁴² ANMT, Direction commerciale à CDF, Projet de protocole EDF-CDF, le 19 novembre 1958.

⁴³ CDF, *Rapport de gestion*, 1958, p.21.

フランス国鉄において内燃機関が消費する石炭は外国炭も含めて 1949 年には 720 万トンであったが 1958 年には 400 万トンにまで減少している。

⁴⁴ 1958 年においてガス公社により販売されたガスの総カロリーは 15,440 メガカロリーであるがこれは 50 年と比して 1.5 倍に相当するカロリーである。Ibid, p.21.

⁴⁵ M. Vilain, *La politique de l'énergie en France de la seconde guerre mondiale à l'horizon 1985*, édition Cujas, 1969, p.123-124 ; M. Chick, *Electricity and Energy policy in Britain, France and the United States since 1945*, Edward Elgar, 2009, p.12, pp.17-18, p.136 ; R. L. Frost, *Alternating...*, p.170.

⁴⁶ なおジャヌネは石油価格に対する介入による石炭業保護の可能性について、エネルギー価格の高騰を招きフランス経済を損なうものであるとして否定している。E. Kocher-Marboeuf, *Le patricien et le Général, Jean-Marcel Jeanneney et Charles de Gaulle 1958-1969*, Comité pour l'Histoire économique et financière de la France, 2003, p.114-115.

⁴⁷ Ibid, p.114.

⁴⁸ 例えば 53 年には年金基金の支出額は 346 億フランであるのに対し、59 年には 703.5 億フランと 2 倍近くに増加している。基金は労働者及び雇用の分担金と国家の出資から成り立っていたが、支出増加にもかかわらず労働者の負担分は抑えられたため雇業者・国家の負担額は上記の 6 年間に 3 倍以上増加した。CDF, *Rapport de gestion*, 1955, p.70 ; CDF, *Rapport de gestion*, 1960, p.77.

⁴⁹ CDF, *Statistiques annuelles*, 1963.

⁵⁰ ANMT, 2002/056/4707, Accord particulier de stockage entre Électricité de France, les Charbonnages de France et les Houillères de Bassin, le 31 mai 1960.

⁵¹ Ibid.

⁵² ANMT, 2002/056/4707, Section des service commerciaux à CDF, Mise à jour des tonnages du Protocole EDF, le 1er octobre 1960.

⁵³ ANMT, 2002/056/4707, Section des service commerciaux à CDF, Entrevue avec MM. Torrest et Chapuis le

29 septembre 1960, le 30 septembre 1960.

なお 1959 年のフランスは景気後退期であり実質国民総生産の増加率は 3 パーセント程度であるのに対し、1960 年は好況期にあたり実質国民総生産の増加率は 7 パーセント超に達した。

⁵⁴ CDF, *Rapport de gestion*, 1961, p.9.

⁵⁵ ANMT, 2002/056/4706, 3ème tableau annexe au Protocole entre Électricité de France, les Charbonnages de France et les Houillères de Bassin, le 17 avril 1961.

⁵⁶ ANMT, 2002/056/4706, 4ème tableau annexe au Protocole entre Électricité de France, les Charbonnages de France et les Houillères de Bassin, le 26 décembre 1961.

ANMT, 2002/056/4706, 5ème tableau annexe au Protocole entre Électricité de France, les Charbonnages de France et les Houillères de Bassin, décembre 1962.

⁵⁷ CDF, *Statistique Annuelle*, édition 1976, pp.30-31. ただしこの間しばしば電力公社は豊富な雨量や倉庫の狭隘さを理由に石炭公社に対して出荷の削減を要求している。この削減分は石炭公社の経費負担によって電力公社の火力発電所で管理されている石炭在庫の購入によって替えられた。ANMT, 2002/056/4707, Section des services commerciaux, Programme des livraisons à l'EDF pendant le 2ème trimestre 1961, le 6 mars 1961.

⁵⁸ CDF, *Rapport de gestion*, 1961, p.9 : CDF, *Rapport de gestion*, 1962, pp.9-10, p.29.

⁵⁹ J.P. Noé, *L'homme politique face à l'épreuve du changement. Le général de Gaulle et la grève des mineurs, mars-avril 1963*, Éditions Universitaires Européennes, 2010.

⁶⁰ CDF, *Rapport de gestion*, 1962, pp.9-10.

⁶¹ *Ibid.*, p.22.

⁶² ANMT, 2002/056/4706, La division des combustibles à EDF, Tonnages supplémentaires pour 1963, le 11 février 1963 : ANMT, 2002/056/4706, Le directeur des services commerciaux à CDF, lettre au Monsieur le directeur de la production thermique à EDF, février 1963.

⁶³ ANMT, 2002/056/4706, Directeur général adjoint à EDF, lettre à M. le Directeur général des CDF, le 9 avril 1963.

⁶⁴ ANMT, 2002/056/4706, EDF, lettre à Monsieur le directeur des Mines de la Ministère de l'Industrie, le 29 Mars 1963.

⁶⁵ ANMT, 2002/056/4707, CDF, Note pour Monsieur Hecquet, question en cours avec EDF, le 12 octobre 1963.

⁶⁶ ANMT, 2002/056/4706, Section des services commerciaux à CDF, Note sur l'importation de charbons par EDF, le 30 juillet 1964.

⁶⁷ *Ibid.*

⁶⁸ ANMT, 2002/056/4708, Contrat général pour l'approvisionnement des charbons thermiques EDF par les houillères de bassin et Covesar, le 15 janvier 1965. なお用語が従来の協定 protocole から一般契約 contrat général へと変更している。

Problèmes de l’approvisionnement en charbon à EDF : analyse historique sur les protocoles avec CDF

Keisuke Mamehara

Le gouvernement français a nationalisé l’industrie de l’électricité et l’industrie charbonnière après la deuxième guerre mondiale, et créa l’Electricité de France (EDF) et les Charbonnages de France (CDF) au printemps 1946. Pour cette dernière, l’approvisionnement stable en charbon restait toujours la préoccupation constante parce que le combustible principal de leurs centrales thermiques était le charbon à cette époque. Cet ouvrage vise à examiner l’évolution historique de la relation commerciale entre EDF et CDF en examinant les protocoles conclus en 1951 et 1958. Il vise également à éclaircir les problématiques entre de différents acteurs du secteur énergétique au cours de cette période.

Tout de suite après le retour au marché libre du charbon en 1950, le problème de l’approvisionnement en charbon s’est posé entre ces deux établissements. Le besoin en charbon de l’EDF variait selon la demande de l’électricité et le fonctionnement de la centrale hydraulique, celle-ci dépendait de la pluviosité alors le CDF n’était pas en mesure de changer d’une manière flexible le plan de production. Ils ont ainsi conclu le premier protocole dont l’essentiel se trouve dans l’établissement d’un contrat annuel d’approvisionnement en charbon ayant pour but de régulariser la commande de charbon de l’EDF et sa livraison par CDF. Cependant, ce protocole n’a pas bien fonctionné et c’est ainsi qu’il a été annulé à la fin 1955.

L’EDF et les Charbonnages de France sont arrivés à conclure un nouveau protocole en décembre 1958, après une longue négociation de 3 ans. Ce nouveau protocole est différent du protocole précédent du fait qu’il comporte la clause de pénalité dans le cas où une des parties n’arrive pas à respecter de clauses. En outre, il stipule que le contrat de l’approvisionnement est de 4 ans et que si EDF avait besoin d’un tonnage plus important par rapport au plan d’approvisionnement conclu entre ces deux entités, EDF devra avoir recours à CDF plutôt qu’à du charbon importé. Le nouveau protocole renforce les contraintes. En réalité, pendant

la pause de négociation entre 1957-58, le marché charbonnier a subi un grand bouleversement. Avant la pause, le marché était tendu à cause de la demande forte dû à la conjoncture favorable, ce qui a poussé EDF à importer du charbon américain alors qu'en 1958 c'est le CDF qui connaît la crise du charbon en atteignant des limites records de tonnages stockés, ceci en raison de la généralisation du pétrole en France. CDF a donc essayé de garder EDF comme un précieux débouché avec ce nouveau protocole.

Cependant deux ans après la conclusion du protocole de 1958, M. J.M. Jeanneney a adopté un plan d'assainissement du charbonnage, dit Plan Jeanneney, qui avait pour but de réduire le charbonnage dont la charge financière pesait sur la finance de l'Etat. Cela dit, au début des années soixante, la France a connu un accroissement économique rapide, ce qui a relativement augmenté le besoin en charbon. La grève des mineurs en mars-avril en 1964 a fait diminuer la production du charbon et a perturbé le marché du charbon. EDF a souffert de la pénurie de charbon et a décidé de recommencer l'importation du charbon. Cette importation était importante car elle a fait prendre conscience aux deux parties qu'il n'existe pas d'autre solution que l'importation dans le cas où le CDF n'arriverait pas à livrer les tonnages demandés par EDF. Il est possible que EDF fasse appel à l'importation de charbon dans un futur proche parce que la consommation en charbon de l'EDF devait s'accroître alors que sa production devrait diminuer de plus en plus. Par contre, avec le retour à la normale du marché charbonnier en 1964, dû à l'excès de l'offre, les CDF ont voulu contraindre EDF, via le protocole à devenir un débouché sûr. On a ainsi recommencé la négociation pour conclure un nouveau contrat, qui a été conclu en janvier 1965 après l'intervention du gouvernement. Il régleme que CDF peut remplacer une part du tonnage inscrit au plan d'approvisionnement par le charbon importé dans le cas où il n'arriverait pas à livrer les tonnages demandés par EDF, et que EDF accepte le tonnage mis à sa disponibilité par CDF sous certaines conditions.

Cette analyse chronologique sur les protocoles et les négociations nous amène à observer deux tendances dans l'évolution des relations commerciales entre CDF et EDF. D'une part, chaque fois qu'ils ont conclu un nouveau protocole, le rôle d'EDF comme débouché de premier ordre pour le CDF est renforcé. D'autre part, on constate de plus en plus l'intervention du gouvernement dans les relations entre CDF et EDF. Le charbonnage, qui avait profité du soutien d'Etat au cours du Plan Monnet, a dû accepter de nouveau l'intervention de l'Etat à l'époque pour voir son importance diminuer avec le moins de difficultés possibles.